

◆これまでの決定事項等について

● これまでの会議において、

第1回：子ども・子育て支援新制度の概要・ニーズ調査について

第2回：ニーズ調査の結果報告

第3回：教育・保育提供区域の設定について・量の見込みについて・条例案について

● 全国共通で制定が必要となっていた3本の条例

①滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例

②滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例

③滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

これら3本の条例については、前回の会議でご説明の後、

- ・10/8～11/7までパブリックコメントを実施
- ・市議会厚生常任委員会で説明
- ・12/8、市議会本会議で可決、制定済

● 市内の認可保育所 ⇒ 新年度から特定保育施設

市民から見た場合、利用者負担額等については、基本的にこれまで同様、国で示された単価の10%引きの設定。ただし、これまで所得税額で算出していたが、市民税額での審査となる。

なお、法律上の規定は大きく変わっており、現在も規則改正などを進めている状況。

● 市内の私立幼稚園2園 ⇒ 園に対して国から選択肢が示された（現行継続・新制度移行）

- ・27年度においては、これまで同様の運営スタイルを続ける。
- ・28年度以降においても、いつでも新制度への移行は可能。